

平成31年

第7回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 平成31年3月22日（金）  
開会14時00分 閉会15時15分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 議事

- ・第12号議案 県費負担教職員の人事について
- ・第13号議案 県立学校長の人事について
- ・第14号議案 市町村立学校長の人事について
- ・第15号議案 県立学校事務職員の人事について
- ・第16号議案 事務局等職員の人事について
- ・第17号議案 平成31（2019）年度福岡県教育施策実施計画【暫定】について
- ・第18号議案 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
- ・第19号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第20号議案 福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

### 2 欠席者

なし

### 3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、  
総務企画課長 日高公德、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、  
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、  
特別支援教育課長 井手優二、人権・同和教育課長 木下尊雅、  
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳、社会教育課長 谷本理佐 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第7回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

では、審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

<久保田委員が挙手>

【久保田委員】

はい。第12号議案から第16号議案は人事に関する案件であるため非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、久保田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。ただいまの発議に対して賛成の方は挙手をお願いします。

<全員が挙手>

【城戸教育長】

賛成全員でございます。よって、第12号議案から第16号議案につきましては非公開とします。

他に非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

<なし>

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

本日は都合によりまして、非公開案件を先に審議することといたします。まず、非公開にて、第12号議案から第16号議案の順で審議した後、公開にて第17号議案から第20号議案の順で審議することといたします。

傍聴人の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、一旦、全員御退席いただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

#### ○第12号議案 県費負担教職員の人事について

県費負担教職員の処分人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

#### ○第13号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第14号議案 市町村立学校長の人事について**

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第15号議案 県立学校事務職員の人事について**

県立学校事務職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第16号議案 事務局等職員の人事について**

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(14 : 36)

**【城戸教育長】**

それでは、公開での審議に移ります。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

それでは、第17号議案「平成31(2019)年度福岡県教育施策実施計画【暫定】について」を日高総務企画課長お願いします。

**○第17号議案 平成31(2019)年度福岡県教育施策実施計画【暫定】について**

**【日高総務企画課長】**

それでは第17号議案の平成31(2019)年度福岡県教育施策実施計画【暫定】について御説明いたします。

本日、議案としてお諮りいたします実施計画でございますが、3月7日の協議で御説明いたしましたように、県の予算が、新規重点事業などが盛り込まれない暫定予算編成であることを踏まえ、基本的には平成30年度教育施策実施計画を大枠で踏襲しながら国や県の新しい動き、あるいは暫定予算においても認められました新規事業の内容などを反映させた形で、暫定版として策定するものです。

<日高総務企画課長が資料に沿って説明>

**【日高総務企画課長】**

なお、来年度に入ってからとなりますが、6月議会において審議される予定の当初予算の成立を待って、新規事業等の内容を踏まえまして、今回の暫定版に追記・修正を行った上で、正式版を策定する予定としております。

その内容が固まりましたら、改めまして、教育委員会会議での御協議をお願いいたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**【城戸教育長】**

説明は終わりました。御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

**【宮本委員】**

予算編成後に内容が変更となるとのことですが、こういったところが変わる予定でしょうか。

**【日高総務企画課長】**

例えば、「平成31（2019）年度 施策の基本的なねらい」の部分に新規事業の内容を盛り込んだ表現が入ってまいります。それに併せて各施策の「平成31（2019）年度 主な取組・事業」の中にも新規事業を入れ込んでいくという修正がございます。

**【清家委員】**

10ページの「指標」にある「食に関する指導」というのは、食事をちゃんと食べましょうということであると思いますが、逆に食べ過ぎということも由々しき問題であると思います。現在、全人口の1割以上の患者がおり、国民病とも呼ぶべき糖尿病ですが、生活習慣病である2型糖尿病が激増しております。ここ10年程度で小児糖尿病は4倍ほどに増えております。風疹や麻疹などはセンシティブに捉えられますが、糖尿病に関する意識は意外と稀薄なのです。肥満に対する警告をシビアに行ってほしいと思っておりますが、対策等がありますでしょうか。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

肥満傾向・痩身傾向の出現率ということでは毎年度、調査を行っておりまして、その中ではあまり変化は見られないため、具体的な課題は見出しておりませんが、清家委員の御指摘のとおり、小児糖尿病が増加しているという現実がございます。抜本的な対策は今のところございませんが、できるだけ早くスクリーニングを行うことが必要であると考えております。平成4年から糖尿病のスクリーニングについて、健康診断の尿検

査で行えるということになっておりますので、精密ではございませんが可能であると  
考えております。

**【清家委員】**

糖尿病の検査として尿糖を測っても、ほとんどスクリーニングには引っかけられない  
のです。血液検査をしなければ隠れ糖尿病は見つけることができません。子どもの血液  
検査は経費も掛かりますので現実的には難しいかもしれませんが、本来は血液検査を  
やっても対策に取り組むテーマであろうと思います。糖尿病だけでなく、前回お話し  
しました鉄剤の投与による内臓疾患の問題もあります。血液検査の必要性がこれから  
出てくるのではないかと思います。なかなか取り入れられないという現実もありま  
すので、現時点では肥満を防ぐためにも、肥満が重篤な疾患に繋がるという啓蒙を行う  
ことを含めて対策を行ってほしいと思います。

**【寺崎体育スポーツ健康課長】**

医科学的な対処と、学校現場で取り組む教育の両面から対応していく必要があるか  
と思います。食育については学校全体で取り組むようになっておりますので、食に対す  
る知識と選択する力をしっかり身に付け、バランスの良い食事を摂ることで肥満に対  
応してまいります。また、医科学的には尿検査での一次的なスクリーニングにはなりま  
すが、少しでも異常があれば二次、三次のスクリーニングを行い、医療機関に繋ぐとい  
ったことが大事であると考えております。

**【清家委員】**

大切なのは保護者に対する啓蒙活動であると思いますので、そこに力を入れていた  
だきたいです。

**【前田委員】**

今、一番耳に入ってくるのがいじめや虐待といった問題です。

虐待については、人権の問題として扱われ、今回、41ページの「平成31（201  
9）年度 施策の基本的なねらい」の4項目目に「児童虐待の早期発見に努めるととも  
に、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。」と  
の文言が加わっているのだと思います。先日、児童虐待防止法や児童福祉法の改正案が  
提出されており、早期の成立が目指されております。改正案の中には、学校や教育委員  
会の守秘義務についても盛り込まれています。虐待を受けている子どもから何らかの  
発信があった場合に、教育現場として対応する際の配慮に関する対策が必要なのでは  
ないかと思うのですがいかがでしょうか。

**【豊村義務教育課課長補佐】**

委員御指摘のとおり、国の方でも不登校で確たる要因が分からない者については、教員が家庭訪問などして面談を行い、虐待が疑わしい案件は市町村の福祉部局や警察と情報共有し、連携するという方針を出しまして、県としましても市町村を通じ各学校にしっかり伝えるようにと通知を発出しております。また、児童虐待については由々しき問題であると認識しております。福祉の問題ではございますが、やはり学校が一番発見しやすいという特性がございますので、いじめ・不登校・非行について、相談体制を充実させております。登校時にきちんと声掛けをすることで何か変わったことはないか、あるいは欠席したときには何か状況に変化はないか確認するなどして、子どもの出すサインや兆候を見極め、不登校の未然防止という意味からもきちんと把握することが重要です。また、不登校対策の一環で、教育相談体制として学校でスクールカウンセラーを活用したり、電話相談しやすくしたり、すぐに問題に対応できる体制を整えるよう取り組んでおります。

**【城戸教育長】**

新たな取り組みとしては、7日以上の不登校について状況を把握するというように指導を行うということがございますが、事業としては掲げておりませんので、今回の実施計画には挙がっておりません。

**【久保田委員】**

いじめのアンケート調査は保護者と一緒に答えるといったものが多いように思いますが、子どもだけで記入するアンケートはあるのですか。

**【豊村義務教育課課長補佐】**

学校で子どもが回答するというものも実施しております。

**【久保田委員】**

では、もし家庭内で虐待などがあつた場合には、学校でのアンケートに記入するということではできるのでしょうか。

**【豊村義務教育課課長補佐】**

記入できます。

**【城戸教育長】**

この虐待問題については、法律が改正され、その内容に従って取組みを進めることとなるのですが、果たしてそれだけで足りるのかということ判断するにはある程度期

間の経過が必要ですので、様子を見ながら課題等について考えさせていただきたいと思います。

**【前田委員】**

いじめや虐待で若い子どもが命を落とすという事件が多く、非常に残念ですので何かできないかという気持ちです。

**【宮本委員】**

市町村でいじめの件数について把握されていると思いますが、その中で、虐待が原因であるものの件数は分かっているのですか。

**【豊村義務教育課課長補佐】**

長期欠席の理由の中で、虐待という項目で調査しているものはございませんので件数の把握はしておりません。

**【宮本委員】**

不登校の原因が調査できていないような気がするのですが、もう少し詳細を把握できるような調査をされる計画はないのでしょうか。

**【豊村義務教育課課長補佐】**

不登校と一言で申し上げても、複数の要因で成り立っており、詳細を把握しようとする回答が複数出ることとなります。県としては今の段階では国の調査項目に従って、データを把握しているところでございます。

**【城戸教育長】**

いじめ・不登校・虐待の対策については恐らく特効薬的なものはないかと思っておりますので色々な施策に少しずつ取り組みながら複合的に対処していくしかないと思っております。その中でも一番のポイントは早期発見であると思っております。

**【城戸教育長】**

他にございませんでしょうか。

< な し >

**【城戸教育長】**

特にないようですので本議案については可決します。

続きまして、第18号議案「福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を谷本社会教育課長お願いします。

**○第18号議案 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について**

【谷本社会教育課長】

それでは、第18号議案の福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

＜谷本社会教育課長が資料に沿って説明＞

【谷本社会教育課長】

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【城戸教育長】

御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

指定管理者をこれから定めていかれるという流れかと思いますが、いつ公募し、いつ決定するのでしょうか。

【谷本社会教育課長】

平成31年度に入ってから指定管理者の公募を行うこととなります。例年の流れでは、夏頃に説明会を開き、秋くらいには選定を行うという形になります。

【宮本委員】

以前、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の3つの施設を一括して指定管理を行うという話をお聞きしましたが、その方向性は変わらないのですか。

【谷本社会教育課長】

実際に他の施設において指定管理者として指定されている企業等にヒアリングを行ったところ、英彦山青年の家や玄海の家を単独で指定管理するのは無理であると言われてきました。従って、3つの施設を一括して公募しようと考えております。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようです。第18号議案については可決します。

続きまして、第19号議案「へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を石橋財務課長お願いします。

**○第19号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について**

【石橋財務課長】

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

<石橋財務課長が資料に沿って説明>

【日高総務企画課長】

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

それでは、御意見や御質問をお願いいたします。

【城戸教育長】

まず、へき地指定について、制度的な効果を説明してください。

【石橋財務課長】

へき地指定は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島をへき地として指定し、指定された学校に通う児童生徒につきましては、国が経費の2分の1を補助することとなっております。教材や教具の整備、教職員住宅の建築、通学対策等のための必要な措置を区市町村が担わなければならないというものです。また、へき地に勤務する教職員に対しまして、へき地手当を支給します。これはへき地の度合いによって等級が分かれており、一番低いところで給料と扶養手当の合計の6パ

一セント、一番高いところで22パーセントとなっており、本県で最も高いところは14パーセントとなっております。

【清家委員】

学校を廃止するということですが、児童はどれくらい減っているのですか。

【石橋財務課長】

平成28年度から休校となっておりますので児童はおりません。

【前田委員】

廃校ではないので、教職員等が勤務しているのですか。

【石橋財務課長】

制度上残っているだけであるため、教職員はおりません。

【清家委員】

これからも廃校となる学校はありそうですか。

【石橋財務課長】

可能性としてはございます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので本議案については可決します。

続きまして、第20号議案「福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について」を田中高校教育課長お願いします。

## ○第20号議案 福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について

【田中高校教育課長】

第20号議案の福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

< 田中高校教育課長が資料に沿って説明 >

**【田中高校教育課長】**

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【城戸教育長】**

御意見や御質問をお願いいたします。

**【清家委員】**

「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める意義とはどういったものなのでしょうか。

**【田中高校教育課長】**

「総合的な学習の時間」は小学校、中学校、高等学校を通して同じ名称で実施されており、教科横断的で主体的に取り組むということをキーワードとしております。中央教育審議会では、この時間を、例えば進路の時間や、学校行事の準備に使うという実態があり、物事について意義や真理を深く研究するという部分が疎かにされているところがあるとの指摘がなされているため、高等学校で実施する分については、特に「探究」という面を強調したものです。

**【宮本委員】**

国としてはどのような理由で今回名称を変更するようになっているのでしょうか。

**【田中高校教育課長】**

今回の指導要領では「探究」がキーワードとなっており、科目につきましても、例えば「地理探究」や「古典探究」というものがありますし、また学科の「普通科」についても「探究科」といったものを造ろうという中ででの取組みの一環でございます。

**【宮本委員】**

この取組みについて、教職員への特別な研修は行われるのでしょうか。

**【田中高校教育課長】**

「総合的な学習の時間」については当初から探究の面が想定されておりました。しかし、小学校、中学校、高等学校で同じ名称で実施しているため、実態が伴っていなかったというのが現状でございます。従って、自ら課題を設定して、それについて研究し、

発表するというのが必須となってまいります。

高等学校で「総合的な学習の時間」を理想的な形で実施している学校は現時点でも多数ありますので、今回の名称変更に伴う研修は特段行いません。

**【城戸教育長】**

趣旨が徹底していない学校に、しっかりと取り組んでもらうというものです。

**【城戸教育長】**

他にはございませんでしょうか。

< な し >

**【城戸教育長】**

特にないようですので本議案については可決します。

以上で本日の会議を終了します。

( 1 5 : 1 5 )